

裁判外紛争解決(ADR)とは？

裁判外紛争解決とは、裁判以外の方法で紛争を解決する方法をいいます。英語でAlternative Dispute Resolutionといい、その頭文字をとってADRと呼ばれています。

当センターでは、裁判をせず「当事者同士の話し合い」で市民の皆さんが抱えている悩みやトラブルを解決するお手伝いをしています。

「当事者同士の話し合い」とは？

話し合いには、中立・公正な当センター所属の司法書士が同席し、話し合いを円滑に進めるお手伝いをします。あくまで「同席」ですので、こちらから解決方法を提示するものではありません。法律に縛られない自由な発想で解決方法を創り出し、皆さん自身でトラブルを解決するのです。

主役はあくまで当事者である皆さんなのです。

こんぱす(栃木県司法書士会
調停センター)

〒320-0848 栃木県宇都宮市幸町1番4号

お気軽にお問い合わせください。

TEL 028-614-1122

FAX 028-614-1155

(電話受付／平日9時から17時まで ※12～13時を除く)



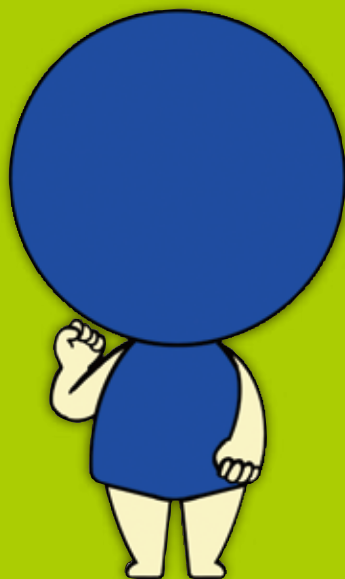
関東バス 最寄りバス停 { A/陽西通り十文字 (路線: 宇都宮駅・陽西通り・鶴田駅)
B/富士見小学校北口 (路線: 宇都宮駅・桜通り・鶴田駅・西川田駅)

こんぱす

(栃木県司法書士会
調停センター)

法務大臣認証番号 第138号

裁判外紛争解決(ADR)のご案内



話し合いで解決しませんか？



いっしょにがんばる

センターは、どんなトラブルに利用できるの？

私たち司法書士の専門分野である民事に関する紛争のうちその紛争の価額が140万円以内に関してお利用いただけます。

どのような人が手続に関わるの？

事件担当者【司法書士1名】

- 手続きの説明や当事者との連絡を担当します。

手続実施者（調停人）【司法書士2名】

- 当事者の話し合いに同席します。

合計3名の司法書士が関与することになります。

ADRは裁判と比べて、長所や短所などがありますか？

長所

- 訴状を書くなど難しい決まりが無く、専門的知識も不要で気軽にできます。
- 訴訟に比べ費用が安く利用できます。
- 裁判のように解決まで長い時間を要しません。
- 解決に向けた話し合いなので人間関係をこわさずに済みます。
- 強制的に第三者が解決方法を決めるのではなく、自分たちで納得のいく解決策を決められます。
- 非公開なので秘密が守られます。

短所

- 当事者の一方が話し合いの場所に来ない場合、手続きができません。
- 相手が合意の内容を守らない場合、強制力はありません。



時間はどのくらいかかりますか？

当センターの基準として、1回の話し合いにつき2～3時間位、3回以内の話し合いで解決することを想定しています。

話し合いはどこでできますか？

原則として栃木県司法書士会館で行います。希望により他の場所で行うこともできますが、秘密を守ることができる場所を確保する必要があるため、事前にご相談ください。

秘密は守られるのですか？

- 調停手続きは非公開です。
- 調停手続きに関与する司法書士には守秘義務が課せられています。
- 調停手続きに関する書面は、施錠された保管庫に保管し厳重に管理します。

話し合いの場に相手を強制的に呼び出してもらえますか？

当センターで行う話し合いには、強制力はありません。そのため、相手が出席されない場合、手続き終了となってしまいます。

あくまで当事者同士の自主的な解決を目的とするためです。お申込みいただく前に、相手にお出席していただけるか事前に確認されることをお勧めいたします。



話し合いで合意したことが守られなかったら、センターが強制してくれるのですか？

呼び出し同様、当センターで話し合われた結果にも強制力はありません。ただし、裁判とは違い、当事者双方が納得しなければ、合意は成立しません。

そのため、成立した約束を守っていただける可能性は極めて高いといえます。

利用するのに必要なものは何ですか？

- ①印鑑（認印可）
- ②身分証明書
（運転免許証、パスポート、健康保険証など）
- ③費用
（別紙のとおり）



苦情の取扱いについて

- ①栃木県司法書士会調停センターの苦情対応窓口にて対応いたします。
- ②苦情を申し立てるときは、苦情申立書を提出していただきます。
- ③苦情の処理結果については、苦情を申し立てた方に書面で通知いたします。

《当センターの手続き費用について》

①	申込手数料	15,000 円
	申込時に納付いただきます。	
②	期日手数料	1 期日につき 10,000 円
	※ 2 回目以降の調停期日手数料。 原則として、申込人と相手方それぞれ 5,000 円ずつ費用が発生します。	
③	合意成立報酬	20,000 円
	原則として、申込人と相手方それぞれ 10,000 円ずつ費用が発生します。	

※第 1 回期日は無料となります。

※上記手数料及び報酬の金額は、
消費税抜きの金額となります。

